



東神楽町 ヒグマ等緊急銃猟対応 マニュアル

2026.05.11 VER.1

このマニュアルは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第28号)により、鳥獣保護管理法の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じたうえで、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度(緊急銃猟)を適切に進めるため、必要な事項を定める。

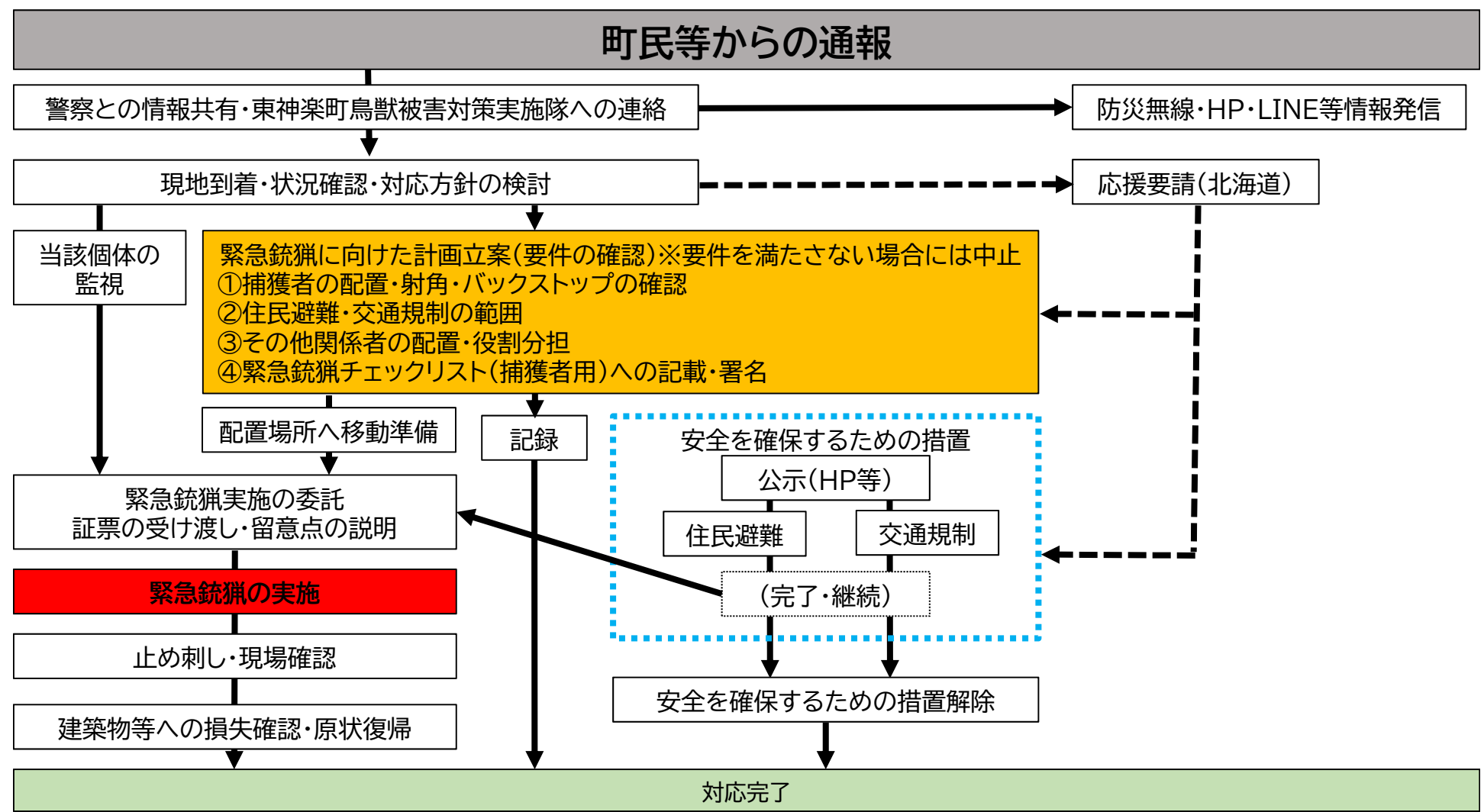


目次

1	東神楽町におけるヒグマ緊急銃猟対応フロー	P1
2	平時からの準備	P2
	(1) 主な班構成と役割	P2
	(2) 用品、保険の確認	P3
	(3) 訓練の実施	P5
3	緊急銃猟実施の流れ	P6
	(1) 通報から現地集合まで	P6
	(2) 現状確認および緊急銃猟に向けた計画立案	P11
	(3) 緊急銃猟に関する計画の調整	P13
	(4) 北海道に対する応援の要請	P13
	(5) 安全を確保するための措置の実施	P13
	(6) 通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知	P15
	(7) 捕獲関係者の配置・安全確保	P15
	(8) 緊急銃猟に係る条件の確認	P16
	(9) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託	P19
	(10) 緊急銃猟のための土地の立入等	P21
	(11) 緊急銃猟の実施	P21
	(12) 原状回復、安全を確保する措置の解除	P22
	(13) 損失補償手続き	P23
4	具体的フロー図	P24
5	連絡先	P31



1 東神楽町におけるヒグマ緊急銃猟対応フロー





2 平時からの準備

(1) 主な班構成と役割

役割	内容	想定される対応者
①捕獲者	実際に緊急銃猟を実施する者(射手)。	東神楽町鳥獣被害対策実施隊
②捕獲者をサポートする者	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。	東神楽町鳥獣被害対策実施隊 東神楽町職員B(産業振興課長補佐)
③緊急銃猟の実施の判断、指示又は委託をおこなう者	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮及び緊急銃猟の支持・委託をおこなう。	東神楽町職員A(産業振興課長)
④通行制限をおこなう者	道路等において、通行制限をおこなう。	旭川東警察署または北海道 または東神楽町職員C(産業振興課係長)
	東神楽町HPに場所・期間・制限の内容を明示。	東神楽町職員D(産業振興課係員1)
⑤住民への避難を呼びかける者	付近の住民へ避難を呼びかける。	旭川東警察署または北海道 または東神楽町職員D
⑥緊急銃猟の様子を記録する者	GoPro等による撮影をおこなう。	東神楽町職員E(産業振興課係員2)
⑦場所の管理者・地権者との調整をおこなう者	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者と調整をおこなう。	東神楽町職員Aまたは東神楽町職員B
⑧広報をおこなう者	防災無線、公式LINEで広報。	東神楽町職員Cまたは東神楽町職員D および東神楽町職員F(まちづくり推進課企画広報担当)
⑨原状回復をおこなう者	捕獲個体の処分を含む原状回復をおこなう。	東神楽町職員Aまたは東神楽町職員B

※④の通行制限、⑤の住民への避難は旭川東警察署・北海道に協力の要請をおこなう



2 平時からの準備

(2) 用品、保険の確認

【用品】

種類	説明	保有数
ヘルメット	防災用ヘルメット(職員個人保有)	各人
盾		4個
クマ撃退スプレー	熊撃退スプレー 熊一目散ホルダー付き	10個
無線機	SR704-B(タイピンマイク&イヤホン)	15個
緊急銃猟をおこなう捕獲者の証票	腕章【東神楽町】下記①図のとおり	3個
緊急銃猟のための土地の立入等の証票	ビブス【東神楽町】下記②図のとおり	15個
自治体作成対応マニュアル		適宜
自治体作成関係者リスト・連絡網		適宜
緊急銃猟ガイドライン		適宜
緊急銃猟時の確認チェックリスト		1枚
緊急銃猟をおこなう捕獲者に係るチェックリスト		5枚
トラック	軽トラック2台、2tトラック1台	3台
照明器具等		2個
誘導棒		15個
原状回復に必要な道具類	ブルーシート等	適宜
ビデオカメラ等	GoPro	1台



2 平時からの準備

(2) 用品、保険の確認

【用品】

①緊急銃猟をおこなう捕獲者の証票(腕章【東神楽町】)



②緊急銃猟のための土地の立入等の証票(ビブス【東神楽町】)





2 平時からの準備

(2) 用品、保険の確認

【保険】

人の日常生活圏において銃猟をおこなうに際して、山野における従来の鳥獣の捕獲では想定してこなかった器物等への損害のおそれが生じる可能性があるため、あらかじめ、それぞれ保険に加入する。

①全国町村会総合賠償保険

万が一の人身事故など通常生じ得ない賠償保険

②緊急銃猟時補償費用保険

緊急銃猟において通常生ずると考えられる物損が発生した場合の損失補償

(3) 訓練の実施

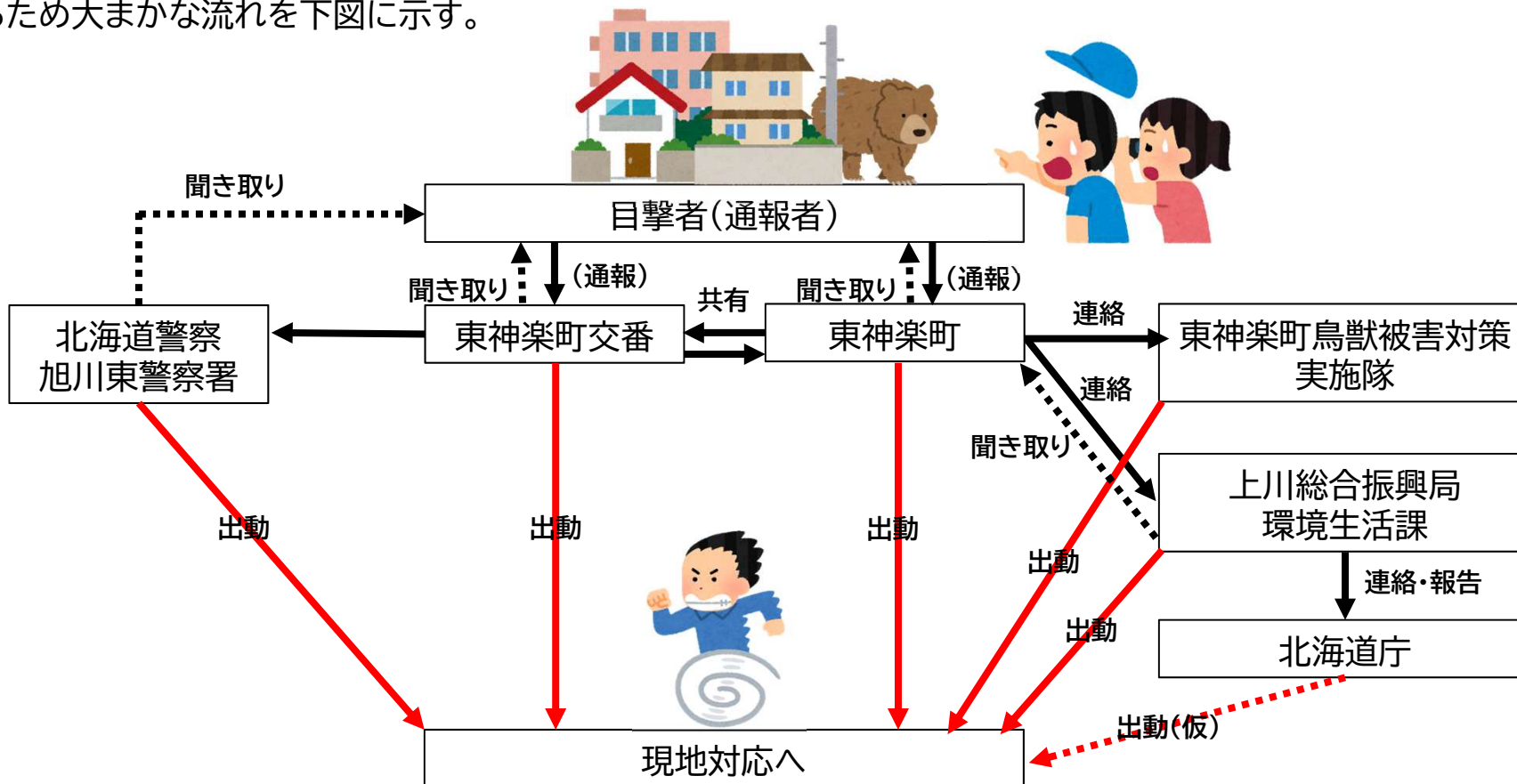
東神楽町は関係者(東神楽町鳥獣被害対策実施隊、旭川東警察署、北海道)と毎年1回を目標に、机上訓練または実地訓練を実施するよう努める。



3 緊急銃猟実施の流れ

(1) 通報から現地集合まで

通報を受けてから現地到着までの流れは通常の出没対応時と大きく変わらないが、より迅速に対応する必要があるため大まかな流れを下図に示す。





3 緊急銃猟実施の流れ

(1) 通報から現地集合まで

①通報時の対応

クマ等の出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者から現場の状況を下記項目をもとに適切に聞き取る。

(警察が第一報を受けた場合には、警察からの聴取を実施し、必要に応じて目撃者等から再聴取をおこなう。また、警察官が夜間に第一報を受けた際の市町村の連絡窓口は役場守衛および産業振興課長とする。)

項目	詳細	聞き取り内容
目撃者（通報者）の情報	氏名、連絡先	氏名： 連絡先：
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度	怪我の有無： 状態：
出没の種類	目撃、痕跡、その他	目撃：痕跡（足跡・糞・傷）：その他
出没日時	クマ等を目撃した日時	年 月 日 時 分ごろ
出没場所の情報	地番（位置座標）、環境、誘引物	場所： 環境： 誘引物の有無：無し・有（ ）
クマ等が向かった方向の情報	クマ等が逸走等した場合には、向かった方向（山野なのか人の日常生活圏なのか）を把握	方向等記載：
目撃したクマ等の情報	頭数（親子）、大きさ、行動、人に対してクマ等はどのような行動をとったか（逃げた/逃げずにその場に留まっている/向かってきた/人に気づいていないなど）	頭数： 大きさ： 行動：



3 緊急銃猟実施の流れ

(1) 通報から現地集合まで

②情報発信

目撃者からの第一報について最低限必要な情報が分かった時点で、速やかに「第一報」の情報発信をおこなう

○目撃時間

○場所(大まかでよい)

○頭数・大きさ(1頭なのか複数頭(親子)なのかなど)

○現在の対応状況

※誤報の可能性もありえるので、情報の確度について判断すること

～例文～

【緊急】ヒグマ出没情報(〇〇地区 〇〇付近)

〇月〇日(〇) 〇〇時〇〇分ごろ、〇〇地区 〇〇付近において、ヒグマ〇頭が出没しているとの通報が寄せられました。

現在東神楽町、警察で対応中です。

大変危険ですので決して近づかないよう十分注意してください。



3 緊急銃猟実施の流れ

(1) 通報から現地集合まで

③関係者への共有・出動要請

現にヒグマがいるまたはいる可能性が高く、緊急銃猟を含む捕獲対応が必要と判断される場合、

A:東神楽町交番

B:東神楽町鳥獣被害対策実施隊

C:上川総合振興局環境生活課

へ速やかに連絡し出動要請する。要請の際はわかる限りの情報を伝え、各々と必要な人材・人員について調整する。

東神楽町(産業振興課)

上記A～Cの団体、町長、副町長、課長、課長補佐、及び課内職員に速やかに周知し、緊急銃猟を見据えて現場と事務所で対応できる準備を整える。

東神楽町(総務課、まちづくり推進課、健康ふくし課、教育推進課、こども未来課)

出没場所近くの学校やその他周知が必要な施設(教育機関、医療機関、老人ホーム等)などについて情報提供、注意喚起をおこなう。



3 緊急銃猟実施の流れ

(1) 通報から現地集合まで

④現地集合

○東神楽町(産業振興課)、東神楽町鳥獣被害対策実施隊は可能な限り迅速に現地集合する。

○東神楽町(産業振興課)は通常必要な用具のほか、緊急銃猟時に必要な用具も可能な限り持参する。

○到着したら、自身の安全を確保したうえで、警察や目撃者に状況を聴取し、関係者に適宜共有する。

○すでに報道機関が駆けつけている場合、警察と協力のもと、安全確保のための誘導をおこなう。

○ヒグマを現地で確認した場合には、ヒグマを刺激しないよう距離を取り(20m以上)、可能であれば報告用として写真・動画等記録すること。



3 緊急銃猟実施の流れ

(2) 現状確認および緊急銃猟に向けた計画立案

①緊急銃猟による捕獲等の選択可否に係る判断

捕獲によりクマ等を当該地域から排除する必要があると判断した場合、その方法として緊急銃猟による対応を選択できるかを検討する。検討に当たっては、下記参考1のABの鳥獣保護管理法上の条件を満たす見込みが十分にあるか確認する。

参考1 緊急銃猟の条件および人の日常生活圏の考え方

A 緊急銃猟が可能な条件

- ・危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、
- ・危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、
- ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ・避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合

B 人の日常生活圏の考え方

緊急銃猟が実施可能な範囲は、図1のとおり。人の日常生活圏とその付近に限定される。ここでいう人の日常生活圏とは、「人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲」を示している。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、自動車も含まれる。また法第38条に規定される住居集合地域等も人の日常生活圏に含まれる。



3 緊急銃猟実施の流れ

(2) 現状確認および緊急銃猟に向けた計画立案

図1 緊急銃猟の実施範囲



参考2 クマ等の追い払いについて

人の日常生活圏に出没したクマ等に対して、花火や動物駆除用煙火等を用いて追い払いを行う方法があるが、人の想定どおりにクマ等が動くとは限らないため、入り組んだ住宅地等で実施すると、興奮した個体が住宅地を走り回る危険性があるため、逃走経路を確保できる場所で限定して実施することが推奨される。



3 緊急銃猟実施の流れ

(3) 緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集の結果などを踏まえ、クマ等の捕獲の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、現場又は現場近くにおいて、捕獲関係者(東神楽町職員、旭川東警察署、捕獲者)が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談する現実の計画の調整を行う。

(4) 北海道に対する応援の要請

当日の東神楽町職員の数やノウハウの不足などにより、緊急銃猟を東神楽町職員のみでは十分におこなうことができない場合、鳥獣保護管理法第34条の5に基づき、町長は北海道知事に対する応援の要請をおこなう。

(5) 安全を確保するための措置の実施

緊急銃猟の実施に係る安全を確保する際の手順について、具体的な流れは図2のとおりとする。



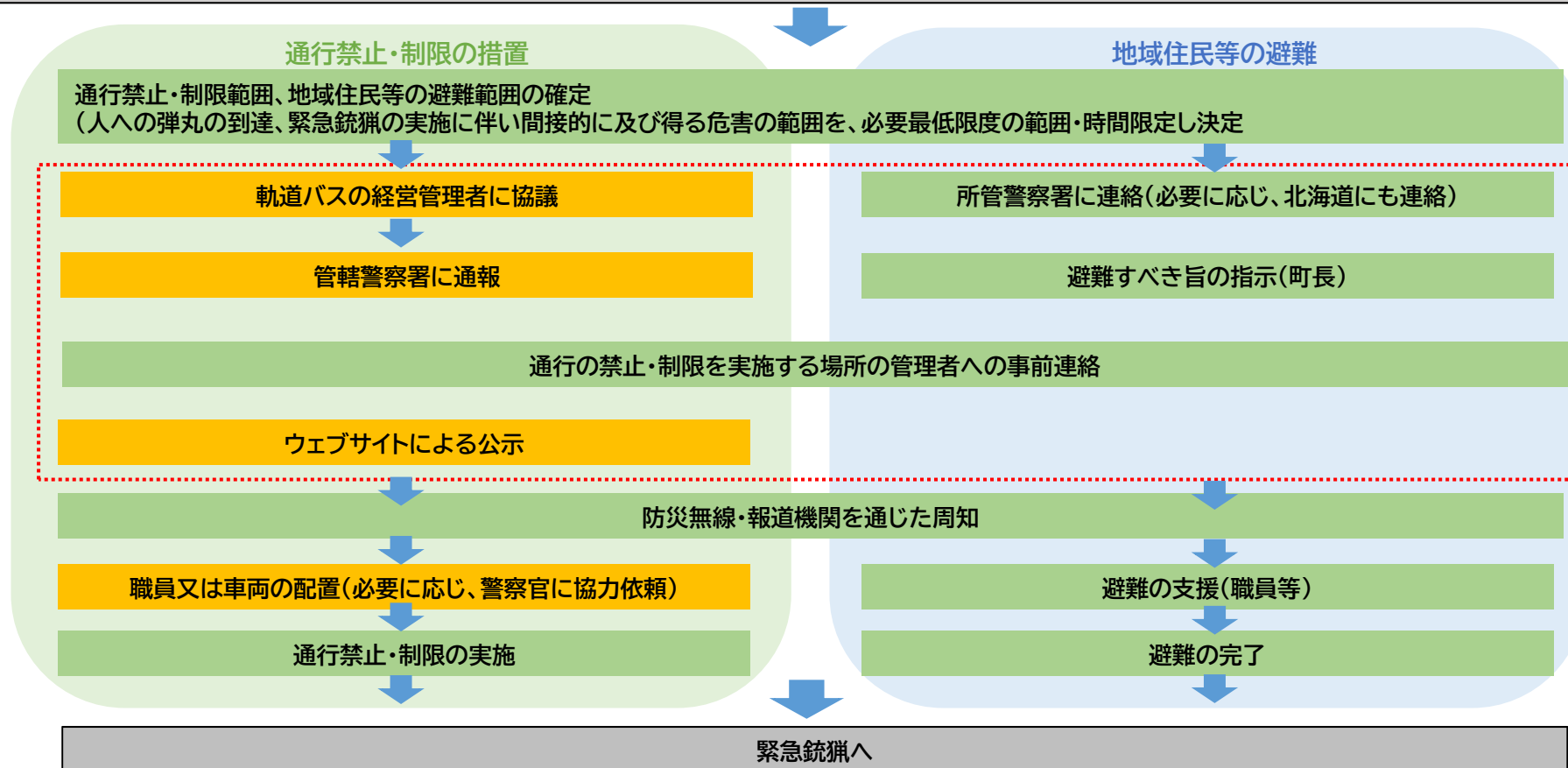
3 緊急銃猟実施の流れ

(5) 安全を確保するための措置の実施

凡例 政令に規定する手続き その他の手続き

図2 安全確保措置の流れ

銃猟の計画について関係者で調整
(捕獲場所、捕獲関係者の配置、射撃方向、人の退避の範囲、通行禁止・制限の範囲)





3 緊急銃猟実施の流れ

(5) 安全を確保するための措置の実施

通行禁止・制限範囲は、屋外、屋内、夜間かどうかや、その場所の状況等により判断する。屋外において銃猟をおこなった際に、安全確保の措置がとられていたと考えられる事例として

- ・銃猟実施場所から半径200mの範囲を安全確保が必要なエリアとして扱った例
- ・夜間のみに出没するクマ等に対応するために、集落内の住民避難をしたうえで銃猟を実施した例
- ・施設内にクマ等が侵入した際に、当該施設敷地内からの地域住民の退避を確認したうえで、銃猟を実施した例

(6) 通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知

鳥獣保護管理法施行令において通行の禁止・制限をしようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署に通報をおこなわなければならない。また政令に規定されていない場合であっても、道路管理者など通行の禁止・制限により当該場所の管理が妨げられることとなる場所の管理者には、事前に通行の禁止・制限の実施について連絡するものとする。

また通行制限が行われている旨を自治体ホームページへの掲載等により周知をおこなう。

<参考> ホームページ又はSNS等における周知文例

「令和〇年〇月〇日〇時頃より、東神楽町の〇〇交差点の周囲において通行制限をおこないます。」

(7) 捕獲関係者の配置・安全確保

ヘルメット、熊撃退スプレー、連絡手段等の装備を配備するよう努めること。連絡手段等については、捕獲関係者等間で必要な情報共有をおこなうため無線機を配備する。建物内で発砲する際は特に跳弾のリスクが想定されることから、盾の装備をおこなう。また、屋外で夜間(日出前及び日没後)の場合や、暗い建物の中の場合は照明を用意する。



3 緊急銃猟実施の流れ

(8) 緊急銃猟に係る条件の確認

緊急銃猟が可能な状況とは以降の①から④の条件をすべて満たす場合である。条件を満たす場合は表1のチェックリストに記載をおこなう。

①人の日常生活圏への侵入

- ・人の日常生活の用に供されている場所
(住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等)
- ・侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと
(人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいるなど、人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合)

②人への危害を防止する措置が緊急に必要

危険鳥獣は法第2条第6項において定義するとおり、人の日常生活圏に侵入した場合には人の生命身体に危害を生ずるおそれ大きいとため、基本的には「人への危害を防止する措置が緊急に必要」の条件に該当することとなると考えられる。



3 緊急銃猟実施の流れ

(8) 緊急銃猟に係る条件の確認

③銃猟以外の方法では困難

銃猟以外の方法で危険鳥獣を捕獲する方法としては、状況に応じて箱わななどの使用が考えられるが、いずれも危険鳥獣を迅速に捕獲することには適しておらず、基本的には「銃猟以外の方法では困難」の条件に該当することとなると考えられる。

④銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

銃猟をすることによって人の生命身体に危害が及ぶ場合には、人の生命身体に対する危害の防止という緊急銃猟の趣旨と矛盾する結果を生ずることとなるため、銃猟は許容されない。



3 緊急銃猟実施の流れ

(8) 緊急銃猟に係る条件の確認

表1 緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。 (住居、広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。)	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法は的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
住民等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか。 (法第34条の4)	
	地域住民の避難はおこなわれたか。(法第34条の4)	
	広報(HPやSNS、防災無線等)はおこなわれたか。(法第34条の4)	
	通行の禁止・制限をおこなう場合は、管轄する警察署(警察署長)に通報をおこなったか。(政令)	
	道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか。 場所の管理者へ連絡したか。(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか。	
	※屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか。 緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか。	
その他	※緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件(寺社仏閣、貴重品等)に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等。	
	(土地の立入りを伴う場合)土地の立入をおこなう者は証票を身につけているか。(法第34条の3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身につけているか。(法第34条の2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか(任意)	
	※スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	



3 緊急銃猟実施の流れ

(9) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

緊急銃猟を実施させる者の要件を満たしているかは、町長が緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無を書面(表2)で確認をおこなう。書面には緊急銃猟を実施させる者の署名を求めることとする。

また、緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、身分を明らかにするよう請求があるときは、これを提示しなければならない。証票(腕章)を町長が捕獲者に渡し、着用させることで初めて緊急銃猟が実施可能となる。

緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱に関する情報、できる限り損壊すべきでない物件に関する情報や銃猟の対象となる危険鳥獣に関する情報等、緊急銃猟の条件が整わなくなった場合等に緊急銃猟を中止する合図の方法等を捕獲者に伝達する。



3 緊急銃猟実施の流れ

(9) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

表2 緊急銃猟をおこなう捕獲者に係る
チェックリスト(東神楽町)

※チェックリストのチェック欄には捕獲者が
チェックをおこなう。また、捕獲者の署名を
得る。

確認事項		要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している。		
	※装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く) 第二種銃猟免許を所持している。		
	※空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く) 過去一年以内に銃器による射撃を二回以上したものであること。		
	(麻醉銃猟をする場合は除く) 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種 の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験があ る。		
夜間に緊急銃猟をする 場合に、法令で定める事 項 (夜間に屋外において緊 急銃猟をする場合には 必須項目(麻醉銃猟をす る場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲 (ライフル銃(特定ライフル銃を除く。))にあつては次の①に掲げる範囲)に すべて命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は50mとし、射撃姿勢(銃身を架台、 土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 ①: 標的の中心から2.5cm ②: 標的の中心から5.0cm		
その他市町村の判断に より任意で記載する事項	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する 知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること。 北海道猟友会旭川支部東神楽部会に所属し、直近三年以上連続して東神 楽町内で対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 北海道猟友会旭川支部東神楽部会の推薦がある。 事前の訓練又は研修に参加したことがある。		
		年 月 日	
		名前	



3 緊急銃猟実施の流れ

(10) 緊急銃猟のための土地の立入等

緊急銃猟は私有地や障害物等がある場所でおこなわれることも想定される。基本的に地権者と調整したうえで立入ることが望ましいが、緊急時にはそれらによらず対応できるようにするため、法第34条の3では、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、土地の立入りや障害物の除去ができる規定となっている。

例えば、私有地に侵入した危険鳥獣に向かって発砲するための土地の立入りや矢先に存在する障害物の除去、死亡した危険鳥獣を回収するための土地の立入りなどが想定される。

なお、土地の立入り等をおこなう際は身分を示す証票(ビブス)を携帯し、求められた場合は掲示しなければならない。この証票は、緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できる必要がある。

(11) 緊急銃猟の実施

必要に応じ安全確保措置が講じられた上で、緊急銃猟の条件を満たすとして緊急銃猟の実施が判断され、捕獲者となる職員への指示又は外部への委託がおこなわれたら、準備ができ次第、捕獲者は猟銃をおこなう。

緊急銃猟の実施の職員への指示又は外部への委託がおこなわれた後は、基本的に、当該者、すなわち捕獲者による対応が進められることとなるが、以下の確認をおこなう。

①安全確保措置が引き続き講じられているか等の確認

クマ等が移動した場合や通行制限措置を無視して制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、緊急銃猟の条件である、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶ恐れがない状態とは言えない状況になり得る。町担当者は、安全確保措置が講じられているかを常に把握し、確認する必要がある。



3 緊急銃猟実施の流れ

(11) 緊急銃猟の実施

②中止の判断等

安全確保措置が講じられていない状況等となった場合には、町担当者は、速やかに緊急銃猟を中止する判断をおこない、あらかじめ決めていた、緊急銃猟を中止する合図の方法により、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝える。

緊急銃猟を中止した場合には、捕獲者から証票を回収し、改めて、緊急銃猟の実施に係る計画の調整、必要な安全確保措置、緊急銃猟の実施の職員への指示又は外部への委託等を順におこなう。

なお、対象となる危険鳥獣が大きく移動した場合には前提が変わるため、通行禁止・制限範囲を検討し直す必要がある。このため、危険鳥獣がどの程度移動した場合に前提が変わったと見なすかについて、通行制限の範囲を検討する段階で想定しておくことが望ましい。

この他、夜間となった場合で、捕獲者に夜間での緊急銃猟は委託していない場合等にも、緊急銃猟を中止する必要がある。

③緊急銃猟の記録

捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合には、緊急銃猟の実施内容について、市町村の責任で対応内容が後から証明できるよう、スマートフォンやビデオカメラ等を用いて撮影して記録をおこなう。

(12) 原状回復、安全を確保する措置の解除

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を安全確認後、安全を確保する措置(通行禁止・制限の措置、地域住民の避難)の解除をおこなう。安全確認には、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者でおこなう。また、報告のために写真を撮影することが推奨される。

確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除の方法は、措置を講じた際の手順にならう。



3 緊急銃猟実施の流れ

(13) 損失補償手続


損失の補償を受けようとする者は、緊急銃猟の実施権者である町長にその請求をおこなうこととなっている。
町長は、緊急銃猟により損失が発生した場合は被害を受けた者より、請求者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)、補償請求の理由、補償請求額の総額及びその内訳その他必要な書類を受理する。

損失に対する補償の要否及び補償額については、請求を受けた町長が審査、決定し、請求者に対し通知しなければならない。



4 具体的フロー図

例)東神楽町14号パークゴルフ場河川敷で出没した場合)

東神楽町役場	実施隊	警察(+北海道)
手順1 緊急銃猟に関する計画の調整		
<ul style="list-style-type: none">・役割分担と配置の確認・通行禁止・制限の準備・住民への注意喚起・地権者への連絡	<ul style="list-style-type: none">・現場の監視 	<ul style="list-style-type: none">・現場臨時・避難誘導や交通規制の準備
ヒグマの確認		
手順2 安全確保		
<ul style="list-style-type: none">・通行禁止・制限の事前連絡 (警察署への通報・住民への周知)・通行禁止・制限の実施・住民等の避難	<ul style="list-style-type: none">・現場の監視	<ul style="list-style-type: none">・避難誘導や交通規制の実施
手順3 緊急銃猟の条件の確認		
<ul style="list-style-type: none">・チェックリストで確認		



4 具体的フロー図

例)東神楽町14号パークゴルフ場河川敷で出没した場合)

東神楽町役場	実施隊	警察(+北海道)
手順4 緊急銃猟の諸君への指示又は外部への		
<ul style="list-style-type: none">・証票の受け渡し・留意点の伝達	<ul style="list-style-type: none">・チェックリストへの署名・証票の受領・着用・留意点の確認	
手順5 緊急銃猟の実施、実施後の対応		
<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟の記録・捕獲後の現場確認・原状回復、安全確保の措置の解除、損失確認	<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟による捕獲・捕獲後の現場確認	<ul style="list-style-type: none">・捕獲後の現場確認・避難誘導や交通規制の解除
(別シナリオ)手順5 中止の判断		
<ul style="list-style-type: none">・中止の合図・証票の回収	<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟の中止・証票の返却	



4 具体的フロー図

手順ごとの流れ

手順1 緊急銃猟に関する計画の調整	
【概要】 現場に関係者が集結し、緊急銃猟に関する計画を調整する。ヒグマは視認できていないが、出没した場合に備えて、緊急銃猟に向けた準備を進める。	
役場	<ul style="list-style-type: none">・役割分担と配置の確認…(東神楽町職員A) 関係者の役割分担と配置を確認する。・広報(防災無線、公式LINE)…(東神楽町職員CまたはDおよび東神楽町職員F) 防災無線通知例 「産業振興課よりヒグマの出没についてお知らせします。東神楽町14号パークゴルフ場にヒグマが出没しています。直ちに屋内に避難してください。」 ※LINEでヒグマの出没を住民に周知する。「(同)」・通行禁止・制限の準備…(東神楽町職員A) 通行禁止の場所に人員を配置する。実施隊・北海道に無線機等を渡す。
実施隊	<ul style="list-style-type: none">・現場の監視 サポート人員、警察と行動を共にしながら現場を監視
警察(+北海道)	<ul style="list-style-type: none">・現場臨場 役場及び実施隊と一緒に本部として行動する。以降の手順も継続。・通行禁止・制限の準備 通行禁止を想定した場所に人員を配置する。



4 具体的フロー図

手順ごとの流れ

手順2 安全確保	
【概要】 ヒグマが現場で確認されたことを受けて安全確保の手順を進める。	
役場	<ul style="list-style-type: none">・地権者および道路管理者等との調整…(東神楽町職員Aまたは東神楽職員B) 河川管理者への連絡および通行禁止に伴う警察署、消防署への通報をおこなう。・広報(HP)…(東神楽町職員CまたはDおよび東神楽町職員F) 通行禁止・制限をおこなう場所・期間・制限の内容をホームページで明示する。・通行禁止・制限の実施…(東神楽町職員A) 本部からの指示にもとづき、通行禁止・制限の実施を指示する。
実施隊	<ul style="list-style-type: none">・ヒグマの位置をもとに射撃位置を検討 安全確保を前提にヒグマを適切に撃てる位置を検討する。
警察	<ul style="list-style-type: none">・通行禁止・制限の実施 本部からの指示にもとづき、通行禁止・制限を実施する。

手順3 緊急銃猟の条件の確認	
【概要】 安全確保の完了後、緊急銃猟の条件、特に安全の確保に係る条件を満たしているかをチェックリストを用いて確認する	
役場	<ul style="list-style-type: none">・チェックリストで確認…(東神楽町職員A) チェックリストで条件を満たしているかを確認する。



4 具体的フロー図

手順ごとの流れ

手順4 緊急銃猟の職員への指示または外部への委託	
【概要】 緊急銃猟の条件の確認後、緊急銃猟の外部への委託をおこなう。	
役場	<ul style="list-style-type: none">・証票の受け渡し…(東神楽町職員A) 捕獲者の要件を満たしていることを確認し、証票腕章を渡す。・留意点の伝達(東神楽町職員A) 実施場所、弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱い、できる限り損壊すべきでない物件に関する情報や、危険鳥獣に関する情報、中止する合図の方法等を捕獲者に伝達する。
実施隊	<ul style="list-style-type: none">・証票の受領・着用 証票を受領し、着用する。・留意点の確認 伝達された留意点を確認し、中止の合図を共有する。



4 具体的フロー図

手順ごとの流れ

手順5 緊急銃猟の実施、実施後の対応	
【概要】 緊急銃猟の外部への委託の完了後、緊急銃猟の実施と実施後の対応をおこなう。	
役場	<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟の記録…(東神楽町職員E) 捕獲者の了承のもと、緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で記録する。・捕獲後の現場確認…(東神楽町職員Aまたは東神楽町職員Bおよび東神楽町職員E) ドローンまたは目視で捕獲個体の生死等を確認し、個体の状態や跳弾の有無、着弾位置や弾丸の有無を確認する。・原状回復、安全確保の措置の解除、損失確認…(東神楽町職員AまたはB) 現場確認終了後、原状回復し、安全確保の措置を解除する。
実施隊	<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟による捕獲 適切な角度、タイミング等を判断して、捕獲を実施する。・捕獲後の現場確認 捕獲個体の生死等を確認し、個体の状態や跳弾の有無、着弾位置や弾丸の有無を確認する。
警察	<ul style="list-style-type: none">・捕獲後の現場確認 捕獲個体の生死等を確認し、個体の状態や跳弾の有無、着弾位置や弾丸の有無を確認する。・安全確保の措置の解除 現場確認終了後、安全確保の措置を解除する。



4 具体的フロー図

手順ごとの流れ

(別シナリオ) 手順5 中止の判断	
【概要】 ヒグマが緊急銃猟の範囲外に出没したことを受けて、中止の判断をおこなう。	
役場	<ul style="list-style-type: none">・中止の合図…(東神楽町職員A) ヒグマが緊急銃猟の範囲外に出没したことを受けて、中止の合図を出す。・証票の回収(東神楽町職員A) 捕獲者から証票を回収する。
実施隊	<ul style="list-style-type: none">・緊急銃猟の中止 中止の合図を踏まえて、緊急銃猟を中止する。・証票の返却 証票を外して返却する。



5 連絡先

機関名		役職	担当者	電話番号
旭川東警察署		-	個人情報	
東神楽交番		-		
北海道猟友会旭川支部東神楽部会		会長		
		副会長		
旭川開発建設部		旭川道路事務所		
		旭川河川事務所		
旭川建設管理部		事業室事業課		
上川総合振興局保健環境部環境生活課		自然環境係長		
東神楽町役場	代表	東神楽町役場		
	産業振興課	課長		
		課長補佐		
		農林畜産係長		
		農林畜産係		
	農林畜産係			
	総務課	課長		
	まちづくり推進課	課長		
		企画広報担当主査		
	くらしの窓口課	課長		
係長				
建設水道課	課長			
	課長補佐			
健康ふくし課	課長			
教育推進課	課長			
こども未来課	課長			

表1 緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。 (住居、広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。)	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法は的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
住民等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか。 (法第34条の4)	
	地域住民の避難はおこなわれたか。(法第34条の4)	
	広報(HPやSNS、防災無線等)はおこなわれたか。(法第34条の4)	
	通行の禁止・制限をおこなう場合は、管轄する警察署(警察署長)に通報をおこなったか。(政令)	
	道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか。 場所の管理者へ連絡したか。(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか。 ※屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか。	
その他	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか。 ※緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件(寺社仏閣、貴重品等)に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等。	
	(土地の立入りを伴う場合)土地の立入をおこなう者は証票を身につけているか。(法第34条の3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身につけているか。(法第34条の2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか(任意) ※スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

表2 緊急銃猟時をおこなう捕獲者に係るチェックリスト(東神楽町)
 ※チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックをおこなう。また捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している。 ※装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している。 ※空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上したものであること。 (麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある。	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目(麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。)にあっては次の①に掲げる範囲)にすべて命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は50mとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 ①: 標的の中心から2.5cm ②: 標的の中心から5.0cm	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること。	
その他市町村の判断により任意で記載する事項	北海道猟友会旭川支部東神楽部会に所属し、直近三年以上連続して東神楽町内で対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。	
	北海道猟友会旭川支部東神楽部会の推薦がある。 事前の訓練又は研修に参加したことがある。	

年 月 日

名前
